

北海道立北方四島交流センター  
指定管理者候補者決定基準

令和3年（2021年）11月

北海道総務部北方領土対策本部

## 1 申請資格等（申請の形式的要件）審査

### （1）申請資格

申請日において、次に掲げる申請資格を有しないものは、失格とする。

なお、確認基準日は、当該申請のあった日とする。

ア 道内に事業所又は事務所を有する法人その他の団体であること

イ 道から道立施設の管理を目的として申請者の基本財産又は資本金等に出資又は出捐を受けていないこと

### （2）欠格事項

次に掲げる欠格事項（北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第125号。以下「指定手續条例施行規則」という。）第5条各号に定めるものをいう。以下同じ。）に該当するものは、欠格とする。

なお、確認基準日は、申請期間終了後、北海道立北方四島交流センター指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において申請資格等審査（申請の形式的な資格要件に関する審査）を行う日とする。

〈指定手續条例施行規則第5条〉

（欠格事項）

第5条 知事は、条例第4条に規定する申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請者を指定管理者の候補者として選定し、又は指定管理者として指定してはならない。

（1）当該団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体

（2）当該団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体

ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者

イ 破産手續開始の決定を受けて復権を得ないもの

ウ 道における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者

（3）破産手續開始の決定を受けた法人又は清算法人

（4）次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人

ア 道の知事

イ 道議会の議員

### （3）暴力団関係者の排除

申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの、又は同法第2条第6号の暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当することなどが判明したときは、必須項目審査における法令遵守能力等の審査項目を満たさないものとして、選定対象外とする。

### （4）負担金限度額

道が、指定期間における本施設の指定管理業務に係る費用を負担するため、指定管理者に支払う負担金は、総額で627,540,000円を限度とする。

申請書に添付する収支計画書において、道が支払う負担金収入の総額が、記載されていない場合、又は上記の額を超えている場合は、失格とする。

### （5）その他の形式的要件

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 申請者が本施設について複数の申請をしている場合

イ 申請書類が、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合

① 本選定要項に定める申請期間、提出先及び提出方法に適合していないもの

② 記載事項に不備があるもの

- a 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合していないもの
- b 記載すべき事項の一部が記載されていないもの
- c 虚偽の内容が記載されていることが判明したもの

## 2 選定基準及び審査の項目

### (1) 選定基準

ア 最適な候補者の選定は、次に掲げる選定基準（北海道公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年北海道条例第89号。以下「指定手続条例」という。）第4条第1号から第4号までに規定するもの及び同条第5号の規定に基づき選定委員会の審議を経て定めるものをいう。以下同じ。）に基づき、総合的な審査を実施して決定する。

#### <指定手続条例第4条>

第4条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、当該団体（申請資格を有するものに限る。以下「申請者」という。）について、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること。
- (2) 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。
- (4) 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事等が施設の性質又は目的に応じて定める基準

### イ 本施設の性質又は目的に応じて定める基準

指定手続条例第4条第5号の規定に基づき、本施設の性質又は目的に応じて定める選定基準は、次のとおりとする。

- ① 管理の目標を達成するための具体的かつ効果的な方策が提案されていること。
- ② 北方領土問題についての世論啓発を行うとともに、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島に居住するロシア連邦国民との交流の促進を図るという本施設の設置目的を達成できる施設づくりが期待できること。
- ③ 長期的視点に立った施設の管理運営についての検討が行われていること。
- ④ 危機管理体制が確立されており、緊急時における迅速、適切な対応が期待できること。

### (2) 審査項目

指定手続条例施行規則第4条の規定に基づき、選定基準ごとに定める具体的な審査項目（以下「審査項目」という。）は、3の(2)の必須項目審査及び3の(3)の加点項目審査に係る審査項目の2種類とする。

## 3 審査及び選定の方法

### (1) 申請資格等審査

表1に掲げる申請資格等審査項目に掲げる要件を満たしているかどうかについて審査し、一つでも満たしていない項目があるときは、失格とする。

### (2) 必須項目審査

申請の形式上の要件に適合していると判断した申請者を対象として、申請書類の内容が、選定基準の適合状況を審査するのに必要かつ十分な記載があること及び選定基準に適合しているか否かについて、表2に示す必須審査項目ごとに審査し、一つでも満たしていない項目があるときは、選定対象外とする。

### (3) 加点項目審査

#### ア 審査項目・得点化

申請書類に記載された内容について、表3に示す加点項目ごとに、イに示す評価方法によって審査し、同表に示す配点に応じて得点化する。

(決定基準)

なお、加点項目審査において審査する項目及び配点については、道が本事業に対して申請者の創意工夫の発揮を期待する度合いを勘案して設定したものである。

イ 評価方法

可能な限り客観的に評価するため、各評価事項について、別記「加点審査項目に係る評価の視点」に基づき審査し、表4（評価方法）に示す方法により得点を付与するものとする。

なお、得点化の際に生じた端数については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位までを有効数値とする。

(4) 最適な候補者の選定

次に示す条件を全て満たした場合にのみ、選定委員会が指定管理者の候補者として決定し、知事に報告する。

○ 候補者選定条件

- ・ 全委員の加点項目審査における評価レベルにおいて、A・B・Cの割合が全体の80%以上であること。
- ・ 加点項目審査の合計点数が、各委員60点以上であること。

【表 1】 申請資格等（形式的要件）審査に係る審査項目

申請資格等（形式的要件）審査項目	
① 申請資格を有していること。 ② 欠格事項に該当しないこと。 ③ 複数の申請をしていないこと。 ④ 収支計画書に記載された負担金の総額が、選定要項に記載した上限額以下であること。 ⑤ 申請書類が申請期間内に持参又は郵送により所定の提出先に提出されていること。 ⑥ 申請書類の記載事項に不備がないこと。	
} ※注 1	
申 請 資 格	
説 明	
1	団体であること 法人であるかどうかは問わない
2	北海道内に事業所又は事務所を有すること 本店や主たる営業所に限定しない
3	道立施設の管理を目的として、道から基本財産又は資本金等に出資又は出捐を受けていないこと
欠 格 事 項	
1	団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体
2	団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体 ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する能力を有しない者 イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ウ 道における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
3	破産宣告を受けた法人又は清算法人
4	次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人 ア 道の知事 イ 道議会の議員

※注 1 申請書類の補正等を求める場合は、申請期間内に、期間を定めて行います。

【表 2】 必須項目審査に係る審査項目

選定基準	必須審査項目	適合状況
1 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしないものであること。	<b>【平等利用の確保】</b> ① 利用の承認及び利用料金の額その他の利用条件が、住民の利用を不当に拒否し、又は制限するものでないこと。	業務計画書
2 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	<b>【法令等の遵守】</b> ① 関係法令及び設置条例等の趣旨及び規定に違反していないこと。 <b>【要求水準の充足】</b> ② 業務の細目毎に要求水準を満たしていることが確認できること。 ③ 利用者数等の見込みが、管理の目標に定める水準を満たしていること。 <b>【安全確保等】</b> ④ 敷地内駐車場を含む施設全体に関する事故防止策を定めていること。 ⑤ 利用者の安全確保のための定期的な巡回指導及び点検等が行われること。 <b>【道全体として取り組むべき課題への対応】</b> ⑥ 道の事務・事業に関する実行計画に掲げる「目標達成に向けた具体的な取組」の第3の3～5に示されている省エネ、省資源に向けた取組が確認できること。 ⑦ ICT（情報通信技術）を活用した利用者の利便性向上のための取組が確認できること。	業務計画書
3 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。	<b>【維持管理業務実施体制の確立】</b> ① 責任と役割の分担、消防、警察、病院など関係機関との緊急時の連絡体制を整備していること。 ② 要求水準に定める管理に必要な人員数を充たしていること。 <b>【資産及び財務の状況】</b> ③ 過去1年間に著しい資産の減少又は収支の悪化が認められないこと。 <b>【法令遵守能力等】</b> ④ 役員等（法人でない団体にあつては、代表者）に禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終えていないものがないこと。 ⑤ 団体又は役員等が、「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの、又は同法第2条第6号の暴力団員に該当しないこと。	業務計画書  財務関係資料  誓約書等  誓約書等
4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。	<b>【収支計画の妥当性】</b> ① 事業計画と収支計画が整合していること。 ② 各種発生費用が市場価格と極端に乖離していないこと。 ③ 年度ごとの極端なキャッシュフロー変動や資金不足がないこと。	業務計画書 収支計画書
5 前各号に掲げるもののほか、知事等が施設の性質又は目的に応じて定める基準	① 管理の目標を達成するための具体的かつ効果的な方策が提案されていること。 ② 北方領土問題についての世論啓発を行うとともに、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島に居住するロシア連邦国民との交流の促進を図るといふ本施設の設置目的を達	業務計画書

	<p>成できる施設づくりが期待できること。</p> <p>③ 長期的視点に立った施設の管理運営についての検討が行われていること。</p> <p>④ 危機管理体制が確立されており、緊急時における迅速、適切な対応が期待できること。</p>	
--	---	--

※申請書類で確認できない事項については、ヒアリング等を実施して確認します。

【表3】加点項目審査にかかる審査項目及び配点表

審査項目		配点
1	管理運営	10点
	① 指定管理者の目指す基本方針 本施設の設置目的と合致していること。	
	② 管理の目標 管理の目標の達成目標において、適切な数値が設定されていること。	
2	施設等の管理業務	7点
	① 法定を含む施設・設備点検一覧 要求水準書の施設保守点検項目の内容を満たしていること。	
	② 外部委託予定業務一覧 外部委託している業務が適当であること。	
	③ 事務所・物品等の管理 事務室及び供与物品の管理が適切であること。	
	④ 修繕 修繕箇所適切な把握及び迅速な対応を行い、施設を良好な状態に保つことができること。	
	⑤ 施設管理の記録・保存 施設の管理状況を正確、効率的に記録・保管できること。	
	⑥ 施設の衛生管理 適切な清掃の作業計画となっていること。	
	⑦ 警備 適切な警備体制となっていること。	
	⑧ 除雪 適切な処理内容であること。	
	⑨ 芝・草刈 環境及び安全に配慮する適切な処理内容であること。	
	⑩ 利用者の安全確保 防災訓練の実施など利用者の安全確保が図られる内容となっていること。	
	⑪ 貸室・設備貸出、特別利用 返却後の点検が適切に行われることとなっていること。	
3	運營業務	15点
	① 組織体制 人員の配置や専門的知識を有する職員の配置など、安定的に行う実施体制が確立されていること。	
	② 接遇能力向上の職員研修等 研修に係る提案内容が適切であること。	
	③ 説明能力向上の職員研修等 北方領土に係る説明能力向上が図られる取組内容となっていること。	
	④ 苦情処理体制 適切な処理、報告体制となっていること。	
	⑤ 貸室・設備利用等に関する調整 予約の重複時等の調整が適切であること。	

審査項目		配点
4	利用料金	3点
	① 利用料金の考え方について 利用料金の設定額が妥当であること。	
	② 貸室の利用承認等について 円滑な手続が行われること。	
	③ 利用料金收受 收受手順が適切であること。	
	④ 利用料金還付 還付対象が適正であること。	
5	啓発・四島交流	25点
	① 北方領土資料に関する業務 資料収集・保管等の計画が効果的なものであること。	
	② 北方領土啓発事業 効果的な啓発事業となっていること。	
	③ 自主企画事業 自主企画事業の計画があること。	
6	利用促進	6点
	① 広報 効果的な広報活動が行われること。	
	② 利用者満足度調査 利用者の満足度を把握するための調査を実施する計画があること。	
7	住民等との協働環境づくり	10点
	① 住民参加事業企画及び運営 住民の参画がしやすい内容となっていること。	
8	事故処理等	2点
	① 事故処理 迅速な対応ができる内容となっていること。	
	② 安全対策 適切な安全対策を講じる内容となっていること。	
	③ 連絡体制 緊急時の連絡体制が整備されていること。	
9	災害時対応	2点
	① 施設利用禁止等 緊急時に適切な措置を講じる内容となっていること。	
	② 利用者の安全確保 適切な安全確保が図られる内容となっていること。	
	③ 復旧措置 具体的な対応策が検討されていること。	
	④ 道への報告 迅速な報告体制が整備されていること。	
10	収支計画	20点
	① 経費の縮減 適切な経費の縮減方策が講じられていること。	
	② 積算内容 費用の積算内容が適切であること。	
合 計		100点

【表 4 評価方法】

	加点項目に係る提案内容評価の意味合い（判断基準）	評価 レベル	得点化 方 法
定 性 的 評 価 項 目 に 対 す る 5 段 階 評 価	○ 提案内容が、当該評価項目についての十分な理解・認識に基づいていて非常に的確である。 ○ 提案内容が、有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性の点で非常に優れている。	A	配点 ×1.00
	○ 提案内容が、当該評価項目についての十分な理解・認識に基づいていて的確である。 ○ 提案内容が、有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性の点で優れている。	B	配点 ×0.75
	○ 提案内容が、当該評価項目についての十分な理解・認識に基づいていておおむね的確である。 ○ 提案内容が、有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性の点でおおむね水準を満たしている。	C	配点 ×0.50
	○ 提案内容に当該評価項目についての理解・認識は認められる。 ○ 提案内容の有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性はあまり認められない。	D	配点 ×0.25
	○ 評価項目についての理解・認識がなく、提案内容が加点水準まで達していない。 ○ 提案内容に、加点水準までの有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性が認められない。	E	配点 ×0.00

(注) 審査項目毎に生じた端数については、小数点以下第3位で四捨五入する。

## 加算審査項目に係る評価の視点

○ 各審査項目毎の評価の主な視点は次のとおり

## 【評価事項の主な視点】

## 1 管理運営【配点10点】

## ① 指定管理者の目指す基本方針

- ・ 北海道立北方四島交流センター条例(以下「設置条例」という。)の設置目的等と合致しているか。

## ② 管理の目標

- ・ 要求水準書に示す「達成目標及び業績指標」と同等若しくはより高い目標数値となっているか。

【参考】○ 達成目標及び業績指標【指定期間を通じて達成すべき成果及び具体的な指標】

## (1) 利用促進

達成目標及び業績指標	基準年	指標値											達成度評価		評価比率
	※	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	実績	対比		
年間入館者数 38,680人	36837人	37200人	37500人	37800人	38100人	38400人	38800人	39200人	39600人	40000人	40500人		10/10	3/10	

※基準年 第3期までの平均値(H18～H30)

## (2) 北方領土啓発事業の推進

達成目標及び業績指標	基準年	指標値											達成度評価		評価比率
	※	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	実績	対比		
若年層を対象とした北方領土啓発事業の実施 30回	30回	23回	25回	25回	25回	25回	25回	30回	30回	30回	30回		10/10	2/10	

※基準年 第3期までの平均値(H18～H30)

## (3) 住民との協働推進

達成目標及び業績指標	基準年	指標値											達成度評価		評価比率
	※	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	実績	対比		
地域住民が企画・立案に参画する事業の実施 10回	6回	7回	8回	8回	9回	9回	10回	10回	11回	11回	12回		10/10	2/10	

※基準年 第3期までの平均値(H18～H30)

## (4) 利用者満足度の向上

達成目標及び業績指標	基準年	指標値											達成度評価		評価比率
	H26～H30平均	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	実績	対比		
利用者満足度の向上 満足度調査により総合的に満足と回答した利用者の割合を80%以上とすること。	91%	80%以上		10/10	3/10										

## 2 施設等の管理業務【配点7点】

## ① 法定を含む施設・設備点検一覧

- ・ 要求水準書に示した「施設保守点検項目」の項目及び回数を満たしたものとなっているか。

【参考】○ 施設保守点検項目

項 目	回 数
冷温水発生機及び冷却塔保守点検	年4回
空気調和機保守点検(視聴覚室)	年2回
空気調和機保守点検(交流ホール・展示室)	年2回
排水処理装置保守点検	年4回
視聴覚設備保守点検	年2回
自動ドア保守点検	年3回
消防用設備保守点検	年2回(総合点検年1回、外観・機能点検年1回)
暖房設備保守点検	年4回
展示室等各種機器保守点検	年2回
エレベーター保守点検	リモート点検年12回、定期点検年3回、総合検査年1回
移動観覧席等保守点検	年1回
地下タンク清掃及び点検委託	年1回
自家用電気工作物保安全管理	隔月点検年6回、年次点検年1回

- ② 外部委託予定業務一覧
  - ・ 指定管理者が行うよりも効率的と考えられる業務のみを外部委託としているか。
  - ・ 業務の全部又は大部分を外部委託としていないか。
- ③ 事務所・物品等の管理
  - ・ 業務を処理するために要する室及び供与物品の管理が適切であるか。
- ④ 修繕(1件の金額が消費税等込み百万円未満のもの)
  - ・ 各部材の劣化、破損、変形等について適切に把握のうえ迅速に対応し、機能上、安全上、美観上良好な状態に保つ内容となっているか。
- ⑤ 施設管理の記録・保存
  - ・ 施設の管理状況を正確かつ効率的に記録し、保管するようになっているか。
- ⑥ 施設の衛生管理
  - ・ 施設内の美観と衛生を保つため、清掃は日常・定期・特別清掃を適正に組み合わせた作業計画となっているか。
- ⑦ 警備
  - ・ 事故・災害・犯罪等を未然に防止し、財産の保全を図る内容となっているか。
  - ・ 職員等により開館日において適切な巡視・点検を行う内容となっているか。
- ⑧ 除雪
  - ・ 適切な処理内容となっているか。
- ⑨ 芝・草刈
  - ・ 薬剤の使用は必要最小限とし、使用する場合は環境及び安全に配慮する内容となっているか。
- ⑩ 利用者の安全確保
  - ・ 防災訓練を適切な内容で実施する計画とされているか。
  - ・ 天候、施設の混雑度及び利用者の状況に応じた的確な安全指導等が行われるか。
- ⑪ 貸室・設備貸出、特別利用
  - ・ 貸室及び設備等の返却後、それらの点検を適切に行うこととなっているか。

3 運營業務【配点15点】

- ① 組織体制
  - ・ 業務計画書に沿った、業務を安定して行うことのできる人員を配置しているか。
  - ・ 業務の内容に応じ、専門的な知識と経験を有する職員を配置することとなっているか。
  - ・ 業務遂行に係る意思決定を、迅速に行える組織体制であり、責任の所在と役割の分担が明確になっているか。
- ② 接遇能力向上の職員研修等
  - ・ 適切かつ丁寧な対応を行うための提案がなされているか。
- ③ 説明能力向上の職員研修等
  - ・ 北方領土に係る説明能力向上が期待できる取組内容となっているか。
  - ・ 北方領土問題に関する知識等を深める取組内容となっているか。
- ④ 苦情処理体制
  - ・ 利用者からの苦情等を適切に処理する提案がされているか。
  - ・ 苦情処理経過の記録及び道への報告が適切な内容となっているか。

(決定基準)

- ⑤ 貸室・設備利用等に関する調整
    - ・ 予約の重複時等に適切な調整を行うこととなっているか。
    - ・ 住民に対する不当な差別的取り扱いが行われるおそれがない内容となっているか。
- 4 利用料金【配点3点】
- ① 利用料金の考え方について
    - ・ 設置条例に沿った考え方となっているほか、利用料金の設定額が妥当であるか。
  - ② 貸室の利用承認等について
    - ・ 利用申込手続が利用者にとって煩雑となっていないか。
    - ・ 承認の際、必要に応じて付す条件は常識的なものであるか。
  - ③ 利用料金収受
    - ・ 利用料金収受手続が適正か。
  - ④ 利用料金還付
    - ・ 原則として還付しない利用料金であるが、還付する対象として示されたものは適正か。
- 5 啓発・四島交流【配点25点】
- ① 北方領土資料に関する業務
    - ・ 北方領土問題及び北方四島交流に関する資料収集・保管・展示及び調査が効果的に計画されているか。
  - ② 北方領土啓発事業
    - ・ 北方領土問題及び北方四島交流に関する情報提供、講演会、講習会等の主催及び関連事業の援助等について効果の期待できるものであるか。
  - ③ 自主企画事業
    - ・ 上記②を含む各種イベントの企画及び運営を行う計画があるか。
- 6 利用促進【配点6点】
- ① 広報
    - ・ 各種イベント等を利用者に周知するための優れた広報計画の提案がされているか。
    - ・ パンフレット等の作成・配付計画の創意工夫が行われているか。
    - ・ ホームページからの情報発信内容が充実しているか。
    - ・ 利用者の利便性向上のため、施設利用に係る申請などの手続きについてオンライン化の導入などが予定（実施）されているか。
  - ② 利用者満足度調査
    - ・ 利用者満足度調査を年1回以上実施する計画であるか。
    - ・ 調査内容が利用者ニーズを的確に把握できる内容となっているか。
    - ・ 把握した内容を管理運営に反映させることとなっているか。
- 7 住民等との協働環境づくり【配点10点】
- ① 住民参加事業企画及び運営
    - ・ ボランティア参加者の安全確保に十分留意する内容となっているか。
    - ・ 継続的な取組として捉えているか。
    - ・ ボランティアとの協働環境として年間スケジュール等が作成されているか。
    - ・ 住民が事業の企画・立案に参画しやすい環境が整えられているか。
- 8 事故処理等【配点2点】
- ① 事故処理
    - ・ 敷地内での事故発生（事故、盗難、急病人やけが人）時には、直ちに被災者へ必要な措置を施すとともに管轄の警察署等関係機関へ連絡・通報するなどの適正な事故処理を行うことができる内容となっているか。
  - ② 安全対策
    - ・ 事故後の安全対策を適切に行い、被害の拡大及び再発を防止する内容となっているか。
  - ③ 連絡体制
    - ・ 関係機関も含めた緊急時連絡網（体制）が整備されているか。

9 災害時対応【配点2点】

- ① 施設利用禁止等
  - ・ 緊急を要するなど、あらかじめ道の了解を得ることが困難である場合は、開館時間の変更、施設の利用禁止、立入禁止区域の設定、その他必要な措置を講ずる内容となっているか。
- ② 利用者の安全確保
  - ・ 災害時には、適切な利用者の誘導等安全確保がされているか。
- ③ 復旧措置
  - ・ 災害による復旧の具体的な対応策が検討されているか。
- ④ 道への報告
  - ・ 災害時、速やかに道に報告できる体制が整えられているか。

10 収支計画【配点20点】

- ① 経費の縮減
  - ・ 経費の具体的な縮減方策の内容が適切であるか。
- ② 積算内容
  - ・ 各種費用の積算内容が適切であるか。